

船橋市介護職員喀痰吸引等研修受講料等助成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護サービス事業者に対し、喀痰吸引等研修受講料等の一部を補助することにより、当該研修を通じて介護サービス事業所に従事する職員の資質の向上及び事業所における業務の効率化を図り、介護サービスの安定供給に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 介護サービス事業者 次に掲げるいずれかの事業を行う指定介護サービス事業所であつて登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者として登録されている市内に所在するもの（以下「事業所」という。）を運営する者をいう。

ア 訪問介護

イ 訪問入浴介護

ウ 通所介護

エ 通所リハビリテーション

オ 短期入所生活介護

カ 短期入所療養介護

キ 特定施設入居者生活介護

ク 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ケ 夜間対応型訪問介護

コ 地域密着型通所介護

サ 認知症対応型通所介護

シ 小規模多機能型居宅介護

ス 認知症対応型共同生活介護

セ 地域密着型特定施設入居者生活介護

ソ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

タ 看護小規模多機能型居宅介護

チ 介護老人福祉施設

ツ 介護老人保健施設

テ 介護医療院

- (2) 喀痰吸引等 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。
- (3) 喀痰吸引等研修 法附則第11条第2項に規定する喀痰吸引等研修のうち、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第4条の表に規定する第一号研修及び第二号研修をいう。
- (4) 登録喀痰吸引等事業者 法第48条の3第1項の登録を受けている者をいう。
- (5) 登録特定行為事業者 法附則第27条第1項の登録を受けている者をいう。
- (6) 受講料等 喀痰吸引等研修の受講料、テキスト教材代及び保険料をいう。
- (7) 登録研修機関 法附則第11条第2項に規定する登録研修機関をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、第4号に掲げる要件にあつては、市長が必要があると認める場合には、この限りでない。

- (1) 次のいずれの要件も満たした従業員を直接雇用している介護サービス事業者であること。

ア 申請日において喀痰吸引等研修を修了しており、かつ、その修了日が、申請日の属する年度の前年度の4月1日以降であること。

イ 介護職員として、事業所（市長が特段の事情があると認める場合を除き、同一の事業所に限る。）に研修の修了日以降3か月以上就業しており、かつ、申請日においても就業していること。

ウ 申請日において、イで就業する事業所の認定特定行為業務従事者（アで修了した喀痰吸引等の行為の従事者に限る。）として都道府県に登録されていること。

エ 過去にこの要綱により補助金の交付を受けた介護サービス事業者から喀痰吸引等研修の受講料等に対する補助を受けたことがないこと。

- (2) 他の公的な制度により、前号の従業員に係る受講料等に対する費用の助成等を受けていないこと。
- (3) 第1号の従業員に係る受講料等について2分の1以上の額を負担していること。
- (4) 市税に滞納がないこと。

（対象経費）

第4条 補助金交付の対象経費は、前条第1号の従業員に係る登録研修機関が行う喀痰吸引

等研修の受講料等として、介護サービス事業者が負担した費用のうち、市長が必要があると認める経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第3条第1号の従業員1名につき対象経費の2分の1の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金の限度額は、第3条第1号の従業員1名につき70,000円とし、同一年度内に一法人につき2名分まで補助金の交付申請ができるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期間内に、船橋市介護職員喀痰吸引等研修受講料等助成事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 喀痰吸引等研修実施者が発行する申請に係る研修修了証書の写し
- (2) 喀痰吸引等研修実施者が発行する申請に係る対象経費が明らかとなる領収書の写し
- (3) 第3条第1号の従業員が、申請者の運営する事業所の認定特定行為業務従事者（第3条第1号アで修了した喀痰吸引等の行為の従事者に限る。）として都道府県に登録されていることを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をし、その旨を船橋市介護職員喀痰吸引等研修受講料等助成事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該申請を取り下げようとするときは、速やかにその理由を付して市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受けたとき。

(2) その他補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(交付時期)

第10条 補助金は、第7条に規定する額の決定後に交付する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市介護職員喀痰吸引等研修受講料等助成事業補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書（第3号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して交付申請を行った場合には、この限りでない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和6年度における喀痰吸引等研修の修了日についての第3条第1号アの規定の適用については、同号ア中「申請日の属する年度の前年度の4月1日以降」とあるのは、「令和6年4月1日以降」とする。

(第1号様式)

船橋市介護職員喀痰吸引等研修受講料等助成事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

事業者名

代表者職・氏名

船橋市介護職員喀痰吸引等研修受講料等助成事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 交付申請額 金 _____ 円
- 2 船橋市介護職員喀痰吸引等研修受講料等助成事業補助金申請額内訳書（別紙1）
- 3 船橋市介護職員喀痰吸引等研修受講料等助成事業補助金交付要件等確認書（別紙2）
- 4 添付書類
 - (1) 喀痰吸引等研修実施者が発行する申請に係る研修修了証書の写し
 - (2) 喀痰吸引等研修実施者が発行する申請に係る対象経費が明らかとなる領収書の写し
 - (3) 要綱第3条第1号の従業員が、申請者の運営する事業所の認定特定行為業務従事者（要綱第3条第1号アで修了した喀痰吸引等の行為の従事者に限る。）として都道府県に登録されていることを証明する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 5 消費税の適用に関する事項（登録研修機関に受講料等を支払った者が事業者の場合、該当するものに☑）
 - ① 補助金交付額の算定
 - 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
 - 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定
 - ② ①で「消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由
 - 免税事業者である
 - 簡易課税事業者である
 - 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
 - その他（ _____ ）

補助金の振込先

預金種別	
振込先	
振込口座番号	
名義人	

船橋市介護職員喀痰吸引等研修受講料等助成事業補助金申請額内訳書

介護サービス事業者名 _____

	受講者氏名	事業所名称	事業所所在地 (町名以降を記載)	提供する サービスの種類	研修の種類 (どちらかを○)	登録研修機関名	研修修了日	登録研修機関に受講 料等を支払った者 (どちらかを○)	受講料等 (円) (A)	受講料等のうち 事業者負担額 (円) (B)	補助金交付申請額 (円) (C)
1			船橋市		第1号研修 第2号研修			事業者 受講者			
2			船橋市		第1号研修 第2号研修			事業者 受講者			
合計											

上記の受講料等 (A) は、(税込額 ・ 税抜額) である。

- ※1 (A) は喀痰吸引等研修の受講料、テキスト教材代及び保険料の総額を記載。
登録研修機関に受講料等を支払った者が事業者であり、税込額を記載したときは、要綱第 1 1 条の規定に基づき、補助金の返還が生じる場合がある。
登録研修機関に受講料等を支払った者が受講者のときは、税込額を記載すること。
- ※2 (B) は (A) の金額の 2 分の 1 以上の額とすること。
- ※3 (C) は (B) の金額に 2 分の 1 を乗じた額 (上限額 7 万円) を記載。ただし、1,000 円未満の端数は、切り捨てる。また (C) の合計は、第 1 号様式に記載した交付申請額と一致すること。

別紙 2

船橋市介護職員喀痰吸引等研修受講料等助成事業補助金交付要件等確認書

甲と乙は、当該補助金の交付要件について以下のとおり確認した。

- 1 乙は、喀痰吸引等研修を修了してから当該補助金の申請日に至るまでの間に、介護職員として、甲の運営する事業所に、研修の修了日以降3か月以上継続して就業し、かつ、申請日においても就業していること。
- 2 乙が喀痰吸引等研修を受講するにあたり、甲及び乙が以下の受講料等を負担したこと。

受講料等 (①+②)	円
受講料等のうち甲負担額 (①)	円
受講料等のうち乙負担額 (②)	円

- 3 甲は、本件申請について、他の公的な制度により介護職員喀痰吸引等研修の受講料等に対する費用の助成を受けておらず、また今後も受けないこと。
- 4 乙は、過去に当該補助金の交付を受けた介護サービス事業者から喀痰吸引等研修の受講料等に対する補助を受けたことがないこと。

年 月 日

甲 所在地
事業者名
代表者職・氏名 印

乙 住所
氏名 印

(第2号様式)

船橋市介護職員喀痰吸引等研修受講料等助成事業補助金交付決定通知書

第 年 月 日

申請者 所在地
事業者名
代表者職・氏名

様

船橋市長



年 月 日に申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので、船橋市介護職員喀痰吸引等研修受講料等助成事業補助金交付決定通知書交付要綱第7条の規定により通知します。

補助年度	
交付申請額	
交付決定額	円
補助金を交付しない 又は減額する場合の 理由	

船橋市介護職員喀痰吸引等研修受講料等助成事業補助金交付要綱第9条の規定により、以下の場合はこの通知による交付の決定を取り消し、既に交付した補助金がある場合はその全部又は一部の返還を命じます。また、申請内容に変更が生じた場合は遅滞なく市長に対し届け出ること。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受けたとき。
- (2) その他補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

船橋市長 あて

船橋市介護職員喀痰吸引等研修受講料等助成事業補助金に係る
消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

所在地
事業者名
代表者職・氏名

年 月 日付け第 号で交付確定のあった 年度船橋市介護職員喀痰吸引等研修受講料等助成事業補助金について、船橋市介護職員喀痰吸引等研修受講料等助成事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1. 補助金交付決定額

金 _____ 円

2. 消費税額の申告により確定した船橋市介護職員喀痰吸引等研修受講料等助成事業補助金に係る仕入控除税額（補助金返還相当額）

（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること）

金 _____ 円

※0円の場合はその理由について

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3. 添付書類

- ・返還額算出シート
（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要。）
- ・別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり